

品名	塩素	国連番号	1017
----	----	------	------

該当法規・危険有害性

消 防 法						毒物及び劇物取締法			高压ガス保安法		火薬類取締法			道 路 法	
種 別						品名 (法別表)	毒物	劇物	特定毒物	一般高压ガス	液化石油ガス	火薬	爆薬	火工品	施行令第19条の12、13に該当
第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類										

特性	危 険 性			有 害 性			環境汚染性		性 状			
	禁水性	爆発性	可燃性	有害ガス発生			目・皮膚に触れると危険	河川への流入注意	固体	液体	気体	水溶性
				常温	加熱時 火災時	水に接触						

事故発生時の応急措置

車を安全な場所に移動する。(人家や人ごみを避け、できるだけ交通の障害のないような場所に移動し、エンジンを停止し、車止めをする。)

事故の発生を大声で告げ、下記事項を消防署及び警察署に通報し、人を風上に避難させる。

ゴム手袋、ゴム長靴、防毒衣、ハロゲン用隔離式防毒マスク又は空気呼吸器等の保護具を着用し、漏れ止め・除害活動を行う。

下記事項を荷主会社、運送会社、地域防災組織等の関係機関へも連絡する。

緊急通報

119 (消防署) 110 (警察署) 高速道路の非常電話

[緊急通報例]

いつ 時 分頃
 どこで 市 地区 (国、県、市) 道 号線 付近で
 なにが 「塩素 (高压ガス、毒性、劇物)」が
 どうした 漏れています。
 ケガ人は ケガ人がいます (救急車をお願いします)。ケガ人はいません。
 私の名前は 運送会社 です。

緊急連絡

(特に、休日・夜間に確実に連絡がとれる部署の電話番号を記入する)

荷主会社		運送会社	
住 所		住 所	
電 話	平日昼間 休日夜間	電 話	平日昼間 休日夜間

品名	塩素	国連番号	1017
災害拡大防止措置			
特記事項		処理剤	苛性ソーダ
<p>塩素は極めて有毒で、その程度は濃度と接触時間によって異なる。高濃度のガスを吸入すると喉や鼻、気管支に激しい痙攣を起こし、肺を侵して死に至ることがある。</p> <p>高濃度の塩素ガスが直接皮膚に触れると炎症を起こす。特に、液化塩素の場合には凍傷を起こすことがある。</p> <p>容器内圧力 : 20 で0.48 MPa (4.9 kg/cm²) [ゲージ圧力] 40 で1.03 MPa (10.5 kg/cm²) [ゲージ圧力]</p> <p>許容濃度 : 1 ppm</p> <p>相対密度(ガス比重) : 2.5 (空気を1とする。空気よりかなり重い)</p> <p>沸点 : -34.1</p> <p>液密度 : 1.42 (at 15)</p> <p>色・臭い : 緑黄色・詰まるような刺激臭</p> <p>容器外面の塗色 : 黄色</p>			
<p>漏えいしたとき</p> <p>有毒ガス(塩素)が発生するので、必ず保護具を着用して、風上で作業する。</p> <p>ポンペの場合は、止め弁及び安全弁よりの漏れは防災キャップを取り付ける。</p> <p>ローリの場合は、止め弁及び安全弁よりの漏れはグラウンド増し締め、仕切板増し締め及び防災キャップを取り付ける。ドームからの漏れは、苛性ソーダもしくは伴走苛性ソーダローリへ吸収させる。</p> <p>漏えい箇所や漏えいしたガスには消石灰を十分に散布し、漏えい容器にはムシロ、シート等をかぶせ、その上に更に消石灰を散布して吸収させる。(漏えい容器には散布しない)</p> <p>多量のガスが噴出した場合には、遠くから霧状の水をかけて吸収させる。容器へ水を直接かけることは、容器内の液化ガスの気化を促進することにもなるので状況を判断しながら行う。</p> <p>吸収させた水は直接河川、用水路へは流さない。</p>			
<p>周辺火災のとき</p> <p>容器をすぐ安全な場所へ移動する。</p> <p>移動することが不可能な場合は、容器の外面を水にて冷却し、容器温度上昇を防止する。</p>			
<p>救急措置</p> <p>吸入すると、のど、気管支、肺などを刺激し粘膜が侵される。また皮膚に触れた時、ガスは皮膚を激しく侵し、直接液に触れるとしもやけ(凍傷)をおこす。</p> <p>薄い塩素を吸い込んで咳が出る場合、新鮮な空気の通風の良い所で体を楽にして休息させる。飴、甘味シロップなどを与えると楽になる。</p> <p>呼吸が弱くなっている場合、咳が激しく出て呼吸が困難な場合は、酸素吸入を施す。</p> <p>呼吸が止まっている場合は、人工呼吸を施す。</p> <p>ガスで眼を痛めた場合は、多量の水で15分以上洗う。</p> <p>塩素が液体の状態で身体の一部に触れた場合、全ての汚れた衣類を直ちにに取り除き、被害を受けた部分は多量の水で少なくとも15分以上洗う。</p>			

塩 素

劇物（指定令第2条第1項第17号の3） 1次

別名：液塩 Cl_2

劇物（塩素）

（性状） 橙黄色の液化で大気中に放出されると直ちに気化して黄緑色の空気より重い（2.5倍）塩素ガスになる。激しい刺激臭がある。水にわずか溶ける（0 で水100gに1.4g溶ける）。

措 置	漏 え い 時	<p>風下の人を退避させる。必要があれば水で濡らした手ぬぐい等で口及び鼻を覆う。漏えいした場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用する。風下で作業をしない。</p> <p>（少量） 漏えい箇所や漏えいした液には消石灰を十分に散布して吸収させる。</p> <p>（多量） 漏えい箇所や漏えいした液には消石灰を十分に散布しムスロ、シート等をかぶせ、その上に更に消石灰を散布して吸収させる。漏えい容器には散布しない。多量にガスが噴出した場所には遠くから霧状の水をかけて吸収させる。</p>
	出 火 時	<p>（周辺火災の場合） 速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能の場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。</p> <p>（着火した場合） -</p> <p>（消火剤） -</p>
	人 体 に 対 す る 暴 露 ・ 影 響	<p>（吸入した場合） 鼻、気管支などの粘膜が激しく刺激され、多量吸入したときは、かつ血、胸の痛み、呼吸困難、皮膚や粘膜が青黒くなる（チアノーゼ）などを起こす。</p> <p>（皮膚に触れた場合） ガスは皮膚を激しく侵し、直接液に触れるとしもやけ（凍傷）を起こす。</p> <p>（眼に入った場合） 粘膜などが激しく刺激され炎症を起こす。</p>
	接 触 時 方 法	<p>（吸入した場合） 直ちに患者を毛布等にくるんで安静にさせ、新鮮な空気のある場所に移し速やかに医師の手当てを受ける。呼吸が停止しているときは人工呼吸を行う。呼吸困難のときは酸素吸入を行う。</p> <p>（皮膚に触れた場合） 直ちに付着又は接触部を多量の水で十分に洗い流す。汚染された衣服やくつは速やかに脱がせる。速やかに医師の手当てを受ける。</p> <p>（眼に入った場合） 直ちに多量の水で15分間以上洗い流し、速やかに医師の手当てを受ける。</p>
	注 意 事 項	<p>（1）塩素は支燃性を有し、鉄、アルミニウムなどの燃焼を助ける。</p> <p>（2）塩素は極めて反応性が強く、水素又は炭化水素（特にアセチレン）と爆発的に反応する。</p> <p>（3）水分の存在下では、各種の金属を腐食する。</p>
保 護 具	<p>保護手袋、保護長ぐつ、保護衣、保護眼鏡、ハロゲン用防毒マスク又は空気呼吸器</p>	